

北本市消費生活相談あれこれ(32)

家庭教師・学習塾・パソコン教室などは中途解約できます

1年間の家庭教師を勧められ、教材代が18万円と高額なので、教材は不要と断ったが、セットと言われ仕方なく契約。しかし、子どもと家庭教師との相性が悪く解約したい。契約してから1カ月程経っているが、指導に必要と言われ契約した一部使用の教材も解約ができるのかという相談が寄せられました。

指導期間が2カ月を越え、指導料、教材代の合計が5万円を超えているので、特定商取引法の特定継続的役務提供契約に該当し、家庭教師指導や指導のためには必要と説明を受けて契約した教材(関連商品)も、中途解約が認められています。相談者が持参した契約書には法に基づく中途解約条項がありましたので、それに沿って中途解約ができました。

この時に気をつけなければならないのは、説明を受けて購入した商品(関連商品)を中途解約のがれのため、「推奨品」と記載する場合があります。

特商法の対象となる特定継続的役務提供契約とは、エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの

6業種をいいます。

これらのうち、役務の提供期間がエステは1カ月、それ以外は2カ月を越え、かつ、金額が5万円を超える役務が対象となります。

また、役務の提供を受けるために購入する必要がある商品(関連商品)があれば、その金額を足した額が5万円を超えていれば対象となります。

特定継続的役務提供契約の場合、消費者自らが店頭に向いて契約した場合でもクーリング・オフ制度が適用されます。

相談窓口

○北本市消費生活センター(電話)のご相談も受け付けます
 毎週月から金曜日(祝日、年末年始を除く)午前10時から正午 午後1時から4時(市民課市民相談担当・直通594-5529)

○埼玉県消費生活支援センター
 毎週月から土曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分から午後4時(☎048-261-0999)

○全国消費生活相談員協会「週末電話相談」毎週土・日曜日 午前10時から正午 午後1時から4時(☎03-3448-1409)

2012. 5. 21
07: 34: 59

歴史的天体ショー

開催

金環日食観望会

2012年5月21日の早朝、日本で“金環日食”を見ることができます。「日食」は太陽の手前を月が横切るために、太陽の一部または全部が月によって隠される現象です。「部分日食」を含めると、地球全体では1年に数回起きますが、“金環日食”はめったに起こらない珍しい現象です。

“金環日食”では、「皆既日食」の時ようにコロナやプロミネンスが見えたり、星が見えるほど暗くなったりすることはありませんが、太陽がドーナツ状に見え、曇りのときのように、薄暗くなる様子を観察することができます。

日本の陸地に限ると、“金環日食”が観察できるのは、1987年9月23日に沖縄本島などで見られて以来となります。次回は、2030年6月1日に北海道で見られるだけで、今後、18年間起こりません。

ぜひ、この貴重な機会に、『歴史的天体ショー』を体験してみませんか。



1987年9月23日の金環日食
写真提供：千葉清隆氏

- ◆とき 5月21日(月)午前7時集合(文化センターロビー)
- ◆ところ 文化センター屋上
- ◆参加費 430円(太陽観察グラス・保険料) ※太陽観察グラスを自分で持参する人は、保険料30円のみ。
- ◆定員 60人(申込順、定員になりしだい締め切り。中学生以下は保護者同伴)
- ◆申込み・問合せ 5月8日(火)午前9時から15日(火)まで文化センター中央公民館(☎591-7321)窓口(受付初日

は、ハワイエ)で受け付けますので、参加費を添えてお申し込みください。
 ※食の最大時刻は、午前7時34分59秒です。
 ※日食の始まりは午前6時台、終わりは午前9時前後です。
 ※雨天の場合、観望会は中止となりますが、日食に関する解説をプラネタリウムで行います。
 ※参加費は返金しません。当日以降に太陽観察グラスを文化センター窓口まで、受け取りに来てください。

【日食を安全に観察するために】

- ◎朝の通学途中での観察は危険です。危険のない観察環境を検討しましょう。
- ◎どんなに安全な方法でも、連続して長時間、太陽を見ないでください。
- ◎太陽を直接見つめてしまったり、誤った方法で観察を行ったりすることは大変危険で、日食網膜症という目の障害を起こす可能性があります。
- ◎色つき下じき、サングラスなども適切な減光が得られず、目には見えない有害な光線で網膜を傷つけてしまう恐れがあり、大変危険です。

